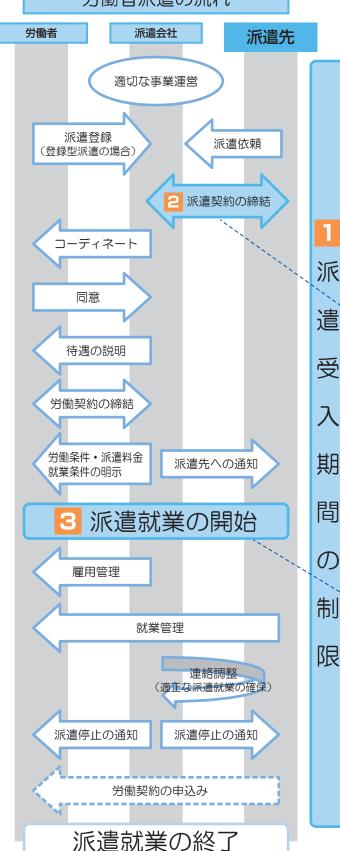
派遣先の皆さまへ 派遣社員を受け入れるときのポイント

労働者派遣の流れ



派遣受入期間の制限

チェック

- 派遣受入期間の制限の範囲内で派遣 を受け入れている
- 派遣受入期間の制限の通算方法を理 解している
- 派遣受入後の労働契約の申込み義務 を理解している

派遣契約の締結にあたって

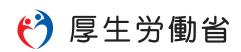
チェック

- 派遣労働者への事前面接は行ってい ない
- 派遣禁止業務への派遣受入れではない
- 派遣契約に定めるべき事項は全て網 羅している

派遣就業にあたって

チェック

- 自社を離職して1年以内の者の受入 れではない
- 社会・労働保険の加入の確認をして
- 派遣先責任者の選任、派遣先管理台 帳の作成を行っている



派遣先が労働者派遣を登

派遣受入期間の制限

業務によって異なる派遣受入期間の制限

業務によっては派遣先の派遣受入期間に制限があり、派遣先は、その派遣受入期間制限 を超えて労働者派遣を受け入れることはできません。

派遣会社との派遣契約を締結する際には、派遣受入期間の制限に抵触しない範囲内で派 遣期間を定めなければなりません。

業務	派遣先での派遣受入期間の制限		
物の製造、軽作業、一般事務など	原則1年間 ◆過半数労働組合等の意見を聴いた上で、3年間ま で延長可能		
いわゆる「26 業務」その他(※)	制限なし		

【いわゆる「26 業務」】

〇ソフトウェア開発

○財務処理

○機械設計 〇取引文書作成 ○事務用機器操作 Oデモンストレーション

○通訳、翻訳、速記 ○添乗

〇受付•案内 〇秘書

〇ファイリング

〇研究開発 ○調査 ○事業の実施体制の

企画、立案

○書籍等の制作・編集

○広告デザイン OOAインストラクション

○セールスエンジニアの

営業、金融商品の営業のアナウンサー

○放送機器等操作 ○放送番組等演出 ○建築物清掃

○建築設備運転、点検、整備

○駐車場管理等

○インテリアコーディネーター

○テレマーケティング

○放送番組等の大道具・小道具

○水道施設等の設備運転等

※その他派遣受入期間の制限がないもの

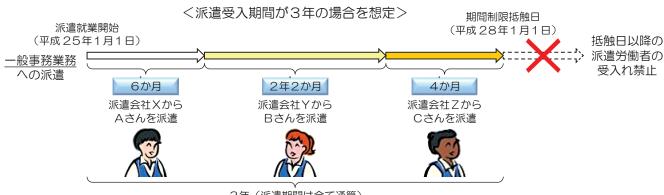
- 3年以内の有期プロジェクト業務
- 産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務

〇 日数限定業務

0 介護休業等を取得する労働者の業務

派遣受入期間の通算方法

派遣受入期間の制限は、労働者派遣を受け入れる「業務」に対する制限であるため、派 遣会社や派遣労働者が変わっても、通算されます。



3年(派遣期間は全て通算)

補足

日雇派遣・グループ企業派遣の制限・均衡待遇への協力

- 派遣会社との労働契約の期間が30日以内の労働者は、労働者派遣が原則禁止されています。
 - ※)ソフトウェア開発などの政令で定める業務や、60歳以上の人、学生、副業として従事する者、主たる生 計者でない者は例外
- 派遣会社が属するグループ企業への派遣は全体の8割以下にすることが必要です。
- 派遣会社が派遣先との均衡待遇に配慮を行う際、派遣先は必要な情報を提供するなど派遣会社への協力に努め なければなりません。

きけ入れる際のポイント

🤁 派遣契約の締結にあたって

アー事前面接の禁止

派遣労働者を指名すること、派遣就業の開始前に派遣先が面接を行うこと、履歴書を送付させることなどは原則的にできません。(紹介予定派遣の場合は例外です。)

イ 適切な派遣契約の締結

- 港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関連業務(紹介予定派遣等の場合は例外)は派遣禁止されています。
- 派遣契約では、業務内容などの他に、派遣先の都合による派遣契約の中途解除の際に、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項(派遣労働者の新たな就業機会の確保、派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用の負担に関することなど)についても定めることが必要です。

3 派遣就業にあたって

ア 離職後 1 年以内の労働者の受入禁止

自社で直接雇用していた労働者(社員・アルバイトなど)*を離職後1年以内に派遣会社を介して、派遣労働者として受け入れることはできません。

※60歳以上の定年退職者は禁止対象から除外。



社員・アルバイトとして雇用

派遣労働者として派遣会社で雇用

派遣労働者としてA社へ派遣

社会・労働保険の確認

受け入れる派遣労働者について、社会・労働保険の加入が適切に行われていることを確認することが必要です。

ウ派遣労働者からの苦情の処理

派遣先は、派遣労働者からの苦情の処理体制を整備しなければなりません。

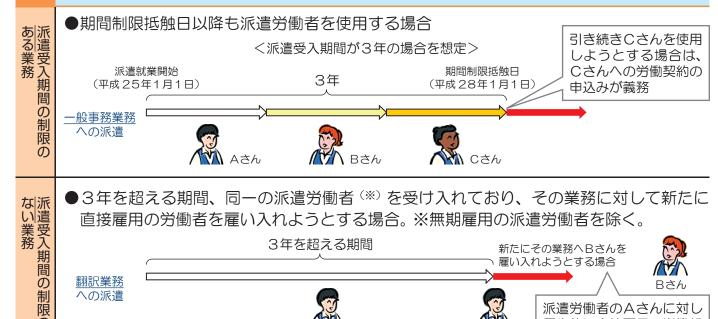
工 派遣先責任者の選任、派遣先管理台帳の作成

派遣先は、受入事業所ごとに、派遣先責任者を選任し、派遣先管理台帳を作成しなければなりません。

4 派遣契約の中途解除について

- ・派遣先は、派遣会社の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣会 社に解除の申入れを行うことが必要です。
- 派遣先は、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、派遣労働者の新たな就業機会 の確保を図ることが必要です。
- ・派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときには、少なくとも中途解除により派遣会社に生じた損害の賠償などを行うことが必要です。

派遣受入後に労働契約申込み義務が生じる場合



▶厚生労働省のホームページに、労働者派遣法などの資料を掲載しています。

詳しくは|厚生労働省 労働者派遣事業 検索

派遣労働者のAさんに対し

優先的に直接雇用の労働契

約申込みをする義務

◆「人材サービス総合サイト」(厚生労働省運営)にて派遣会社の情報などを掲載しています。

派遣会社XからAさんの派遣受入

詳しくは 人材サービス総合サイト 検索

【問い合わせ先】 都道府県労働局

労働局名	課室名	代表電話番号	労働局名	課室名	代表電話番号
北海道	需給調整事業室	011-709-2311	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	京都	需給調整事業課	075-241-3225
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	大 阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
宮城	需給調整事業室	022-292-6071	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋 田	職業安定課	018-883-0007	奈 良	需給調整事業室	0742-32-0208
山 形	需給調整事業室	023-626-6109	和歌山	職業安定課	073-488-1160
福島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	島根	職業安定課	0852-20-7017
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	広島	需給調整事業課	082-511-1066
埼玉	需給調整事業室	048-600-6211	Ш	需 給 調 整 事 業 室	083-995-0385
千 葉	需給調整事業室	043-221-5500	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需 給 調 整 事 業 室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高 知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石 川	需給調整事業室	076-265-4435	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8609	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	職業安定課	055-225-2857	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
長 野	需給調整事業室	026-226-0864	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	職業安定課	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-219-8711
愛知	需給調整事業第二課	052-219-5587	沖 縄	職業安定課	098-868-1655
三 重	需給調整事業室	059-226-2165			

の